

防衛省情報本部におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領(<https://www.mod.go.jp/dih/open-zissi.pdf>)に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積書を持って申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約相手方とします。

3 件名等

件 名	情報業務用車両（貨物自動車）定期点検整備及びオイル交換等
規 格	別添見積書参照
数 量	別添見積書参照
納期（履行期限）	契約日～令和5年2月28日
納地（履行場所）	契約相手方整備工場
添付書類	参考見積書、見積書、仕様書
同等品審査申請書 提出期限	—
参考見積書提出期限	令和4年8月4日（木）10時00分
見積書提出期限	令和4年8月4日（木）10時00分
防衛省競争参加資格	役務の提供等「D」等級以上 全国
決定方式	総価

- 4 防衛省競争参加資格について全省庁統一資格を有しない場合は、防衛省、他省庁又は自治体との契約実績など過去の実績等により十分な履行能力が証明できる者で、契約担当官等から参加が認められた者に限る。
- 5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
防衛省情報本部ホームページ(<https://www.mod.go.jp/dih/service.html>)
〒162-8806 東京都新宿区市谷本村町5番1号
防衛省情報本部総務部会計課（担当：金井（かない））
電話：03-3268-3111(内線31752) 直通FAX:03-5225-9641

見積書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
防衛省情報本部
総務部長 伊藤 敬信 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

(税抜)

内 訳

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
情報業務用車両(貨物自動車)定期点検整備及びオイル交換等	仕様書のとおり(DIH-LZ-22020)	式	1			
合 計						
履行期限： 契約日～令和5年2月28日		履行場所： 契約相手方整備工場				

- ・「暴力団排除に関し、入札及び契約心得を承諾しております。」
- ・「暴力団排除に関する特約事項を承諾しております。」

※ 見積価格は、(税込・税 抜)の価格で計上

参 考 見 積 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
防 衛 省 情 報 本 部
総 務 部 長 伊 藤 敬 信 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

(税抜)

内 訳

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
情報業務用車両(貨物自動車)定期点検整備及びオイル交換等	仕様書のとおり(DIH-LZ-22020)	式	1			
合 計						
履行期限： 契約日～令和5年2月28日		履行場所： 契約相手方整備工場				

- ・「暴力団排除に関し、入札及び契約心得を承諾しております。」
- ・「暴力団排除に関する特約事項を承諾しております。」

※ 見積価格は、(税込・ 税 抜)の価格で計上

調達要求番号：BP-77D7-014047

情報本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	情報業務用車両（貨物自動車） 定期点検整備及びオイル交換 等	DIH-LZ-22020	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 4年 7月 7日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成	情報本部喜界島通信所

1. 総則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、情報本部喜界島通信所において使用する情報業務用車両（奄美 400 さ 1973 型式 トヨタ 5BF-S 413M）の定期点検整備及びオイル交換等について適用する。

2. 役務に関する要求

2. 1 役務内容

8月に6か月定期点検及びオイル交換，2月に12か月定期点検及びオイル・エレメント交換を実施する。また，8月に下廻り錆止め塗装も実施する。点検内容については，道路運送車両法に定めるところによる。

2. 2 点検整備内容

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1) 下廻り各部 | 点検・調整・給油 |
| 2) ブレーキ関係 | 点検・調整・注油 |
| 3) ケーブル関係 | 点検・調整・注油 |
| 4) 灯火，保安装置 | 点検・調整 |
| 5) 動力伝達装置 | 点検・調整・給油 |
| 6) エンジン及び電気機器 | 点検・調整 |
| 7) ステアリング装置関係 | 点検・調整・給油 |
| 8) 排気ガス | 測定・調整 |
| 9) エンジンオイル | 交換 |
| 10) オイルエレメント | 交換（12か月点検時のみ） |
| 11) エンジン及び下廻りスチーム洗浄 | |
| 12) 下廻り錆止め塗装 | |

2. 3 オイル交換

交換部品は純正部品または同等品以上とする。

番 号	部 品 名	数 量	備 考
1	エンジンオイル	8 L	(4L×2回分)
2	オイルエレメント	1 個	1 2 か月点検時
3	パーツクリーナー	2 本	

2. 4 点検・調整

点検・調整は法定点検に基づき、実施する。

2. 5 役務実施場所

役務は、契約相手方の整備工場内で実施するものとする。

3. 検 査

役務内容に伴う定期点検整備を実施後、役務完了検査を実施する。

4. その他

4. 1 本仕様書の疑義を生じた場合は、その都度速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

4. 2 細部については、情報本部喜界島通信所の担当者と調整する。

4. 3 本役務において生じた発生材は、契約相手方において適法に処分するものとする。